

はじめに

点検・評価の主旨について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づき、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければなりません。

本市教育委員会では、この法律の主旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民に対して明確で分かりやすい説明を行うため、本報告書を作成しております。

点検評価の対象は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定する教育委員会で職務権限とされている事務のほか、平成21年度の事務・取組みとし、学校教育や生涯学習に関することなど、本市教育委員会が所管するすべての事務を対象の範囲としております。

点検・評価に当たっては、毎年発行の教育要覧2009「大館市の教育」に掲げる「大館市教育目標・推進目標・重点目標」に沿って、主な事務、取組みを選定して実施しております。

一方、評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項）が求められていることから、大館市社会教育委員長、副委員長及び大館市スポーツ振興審議会委員長、副会長に依頼し、点検評価について個別にご意見をいただきました。

今後も、報告書の内容につきましては、有識者の皆様方をはじめ議会や市民の皆様のご意見などを広く聞きながら、より適切な制度運用を図り、本市教育委員会の活性化につながるよう努めてまいります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。